通勤手当決定事務の手引

（令和８年８月）

職員課

目次

Ⅰ　通勤手当支給対象職員　・・・　１

Ⅱ　支給単位期間　・・・　３

Ⅲ　通勤手当の額　・・・　８

Ⅳ　通勤手当の支給日　・・・１４

Ⅴ　追及・返納処理　・・・１６

Ⅵ　通勤の確認及び高速自動車国道等利用職員の支給方法の特例　・・・２５

Ⅶ　具体的な事務の流れ　・・・２８

Ⅷ　参考様式　・・・３７

Ⅰ　通勤手当支給対象職員

○　支給要件

通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員及び自動車等を使用することを常例とする職員に支給される。

(1)　交通機関等利用職員

①　通勤のために交通機関等（有料道路を含む。）の利用を常例とすること。

②　運賃等の負担を常例とすること。

③　徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２km以上（職員課長（市町村立学校長にあっては、教育事務所長）の承認を得た身障通勤者を除く。下記(2)、(3)において同じ。）であること。

(2)　自動車等交通用具使用職員

①　通勤のために自動車等交通用具（自動車等及び自転車）の使用を常例とすること。

②　徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２km以上であること。

(3)　交通機関等と自動車等交通用具との併用職員

①　通勤のために交通機関等と自動車等交通用具との併用を常例とすること。

②　運賃等の負担を常例とすること。

③　徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２km以上であること。

(4)　新幹線鉄道等を利用する職員

次のいずれかに該当すること。ただし、①～④については、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。

①　新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤距離が片道60km以上であること。

②　新幹線等利用職員で、新幹線等以外に利用し得る交通機関がない等の事情があること。

③　新幹線等利用職員で、新幹線等以外の交通機関（その者が利用し得る交通機関及び徒歩）を利用した場合において、勤務開始時刻１時間30分前までに住居を出なければならないこと。

④　高速自動車国道等利用職員で、高速自動車国道等の有料の道路以外の道路（一般に利用する最短の経路）を利用した場合において、勤務開始時刻１時間30分前までに住居を出なければならないこと。

⑤　①～④のほか、通勤方法、交通機関の状況その他の事情により、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤が困難であると認められること。（職員課長（市町村立学校長にあっては、教育事務所長）に協議が必要）

(5)　駐車場等利用職員

自動車等交通用具使用職員又は交通機関等と自動車等交通用具との併用職員で、自動車等の駐車のための施設（以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とすること。ただし、自動車等の使用距離に応じた通勤手当が支給されない職員を除く。

（注）「駐車場等」とは、次のア～ウのいずれにも該当する施設をいう。ただし、これに該当しない場合であって、駐車場等の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると認められるときは、次のア～ウにかかわらず別に定める要件に該当する施設をいうものとする。

なお、この場合は、事前に職員課長（市町村立学校長にあっては、教育事務所長）に協議すること。

ア　勤務公署の周辺又は「通勤手当の支給等に関する運用基準」第５の１の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして認められる経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

イ　職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当

該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

ウ　その利用について職員の配偶者、扶養親族又は職員の配偶者（職員である者に限る。）の扶養親族に料金を支払うこととなる施設でないこと。

Ⅱ　支給単位期間

「通勤手当は、支給単位期間ごとに、その支給単位期間に係る手当額を一括して支給する。」

1　支給単位期間

(1)　支給単位期間

各職員の通勤手当の支給の単位となる期間として、その利用する交通機関及び有料の道路（以下「交通機関等」という。）あるいは使用する自動車等交通用具の区分ごとに、６箇月の範囲内で１箇月単位で定める期間

(2)　具体的な期間

ア　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合

（⇒　ＪＲ、バス等の県内の公共交通機関は基本的にこれに該当する。）

・・・発行されている定期券の最長通用期間に相当する期間（６箇月限度）

ただし、新幹線鉄道等と在来線運賃に係る定期券が一体として発行されている場合は、当該新幹線鉄道等に係る定期券の最長通用期間

（例：新幹線通勤用定期乗車券（ＦＲＥＸ）→３箇月の期間）

イ　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合

（⇒　回数乗車券等が定期券より割引率が高い区間や、交替制勤務職員、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のように平均１箇月当たりの通勤回数が少ない職員がこれに該当する場合がある。）

・・・１箇月

ウ　自動車等交通用具を利用する場合

・・・１箇月

エ　駐車場等を利用する場合

・・・１箇月

2　支給単位期間の特例

通勤手当の支給を受けている職員について、当該職員の次の支給単位期間が始まる前に、次の事由が生じることが明らかな場合には、返納が生じないよう次の支給単位期間を調整して設定できる。

（特例の事由）

①　定年退職その他の離職

②　長期間の研修又は出張の開始

③　勤務態様の変更（普通勤務から交替制勤務へ等の場合）

④　長期間の研修等のための旅行をしている場合であって、当該研修等及び県の休日により月の初日から末日までの期間の全日数にわたり当該月に通常の勤務公署に勤務しないこととなることにより当該研修等に係る施設が勤務公署とされている期間の終了

⑤　産前産後休暇、育児休業

⑥　自己啓発等休業

⑦　配偶者同行休業

⑧　地震、水害、火災その他の災害の被害により運行を休止している交通期間等の運行再開（これにより通勤経路が変更されることとなるものに限る。）

※　この場合の「当該事由が生ずることとなる日の属する月」は、運行を休止している交通期間等の運行を再開する日の属する月の前月（その日が月の末日である場合にあっては、その日の属する月）となる。

⑨　その他支給単位期間を調整して定めることが適当であると認められる場合（要協議）

3　支給単位期間の開始

通勤手当に係る支給単位期間は、次に掲げる場合毎に次に定める月から開始される。

(1)　通常の場合

・・・通勤手当の支給が開始される月又は通勤手当の額が改定される月

(2)　月の中途から休職、育児休業、公益法人等派遣、停職、専従休職許可又は外国政府等派遣、自己啓発等休業、配偶者同行休業、大学院修学休業に該当した場合（休職、育児休業等の期間の初日の属する月又はその翌月に復職・復帰する場合を除く。）。ただし、次の(3)に該当する場合を除く。

・・・復職等した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）

(3)　長期の休暇、長期の出張、休職、育児休業等により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなった職員（その後引き続いて２以上の月を通勤しないこととなる職員を含む）が、再び通勤することとなった場合

・・・再び通勤することとなった日の属する月

※　上記(2)と(3)の違い

（上記(2)に該当する場合の例）

○　月の中途から育児休業を取得する職員が、当該育児休業の前に産前産後休暇を受けていない場合

○　月の中途から公益法人に派遣された職員が、復職する場合

（上記(3)に該当する場合の例）

○　病気休暇から引き続いて病気休職を取得して、かつ当該病気休暇及び病気休職により月の初日から末日まで全日数にわたって通勤しないこととなった月がある場合

○　産前産後休暇から引き続いて育児休業を取得して、かつ当該産前産後休暇及び育児休業により月の初日から末日まで全日数にわたって通勤しないこととなった月がある場合

※　この支給単位期間の開始時期の考え方の導入、後述する返納制度の創設に伴い、休職等、復職等した月の日割計算での支給はなくなる。

また、原則として支給一時停止という運用もなくなり、休職等した月において支給単位期間を終了、復職等して再び通勤を開始した月において支給単位期間を開始することとなる。

● 支給単位期間の特例の例

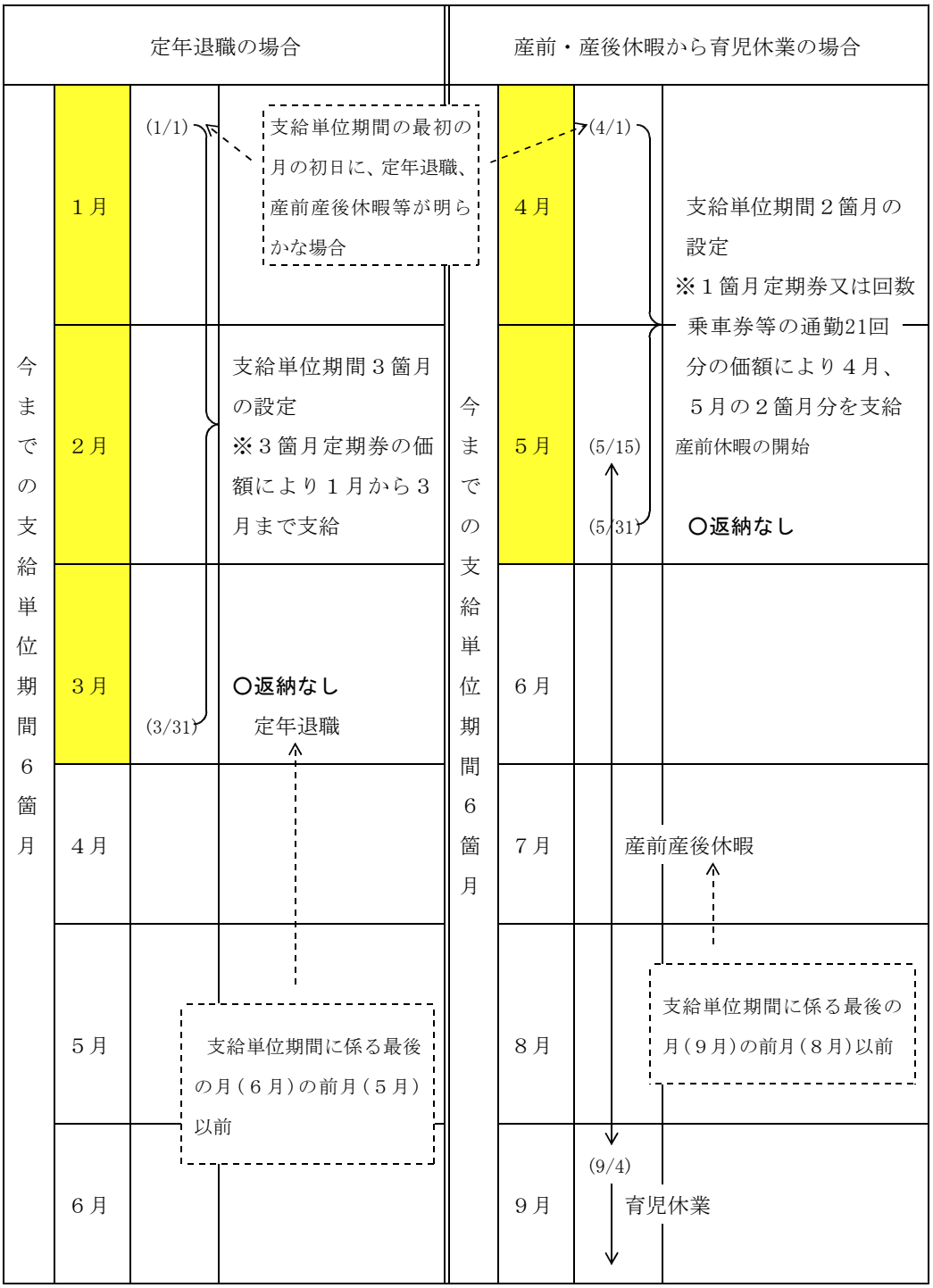

※　この場合において、育児休業から復帰した場合の支給単位期間は、当該復帰日の属する月から開始する。

● 原則の支給単位期間の開始時期の取扱い事例

○ 「３　支給単位期間の開始」の(1)に該当する場合（支給単位期間：４月～９月）

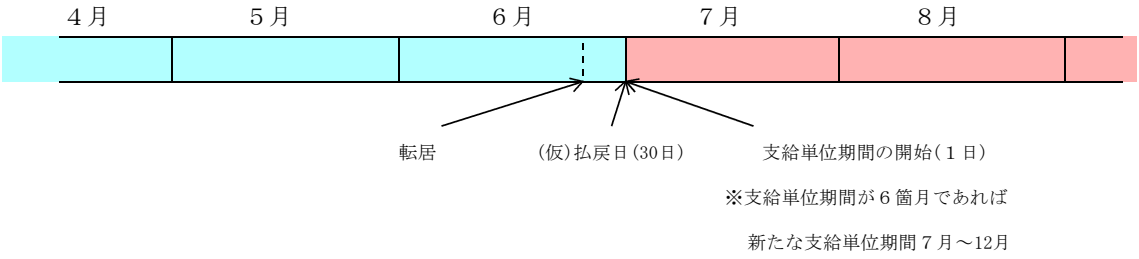

● 特例的な支給単位期間の開始時期の取扱い事例

○ 「３　支給単位期間の開始」の(2)に該当する場合（支給単位期間：４月～９月）

① 育児休業の期間が２以上の月にわたる場合

・・・育児休業を開始した日の属する月の末日における払戻金相当額等を返納、復帰の日の属する月の翌月から支給単位期間の開始

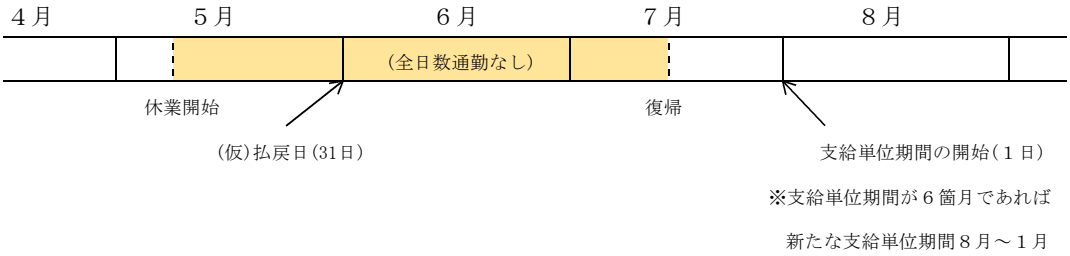

（参考）育児休業・休職等となった月に復職等した場合又はその翌月に復帰する場合

・・・支給単位期間の変更なし、返納なし

○　「３　支給単位期間の開始」の(3)に該当する場合（支給単位期間：４月～９月）

①　長期出張のため、月の初日から末日まで全日数通勤がない場合

・・・当該全日数通勤がなかった月の前月の末日における払戻金相当額等を返納、通勤を再開した月の属する月の初日から支給単位期間の開始

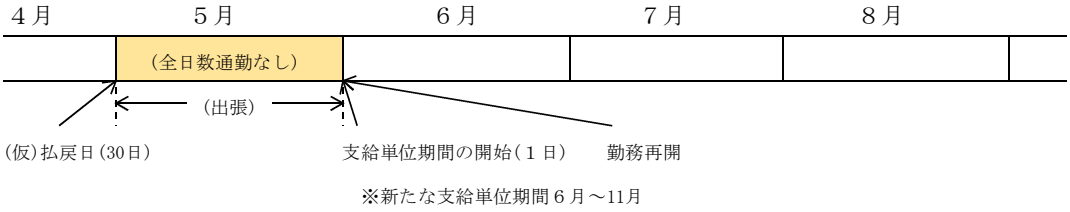

②　産前産後休暇から引き続いて育児休業になった職員の場合

・・・当該全日数通勤がなかった月の前月の末日における払戻金相当額等を返納、通勤を再開した月の属する月の初日から支給単位期間の開始

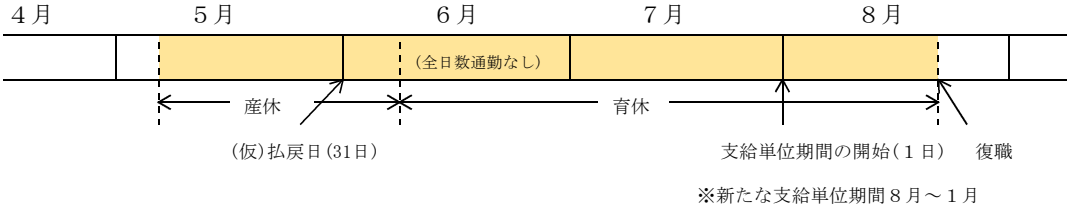

Ⅲ　通勤手当の額

1　交通機関等利用職員

(1)　運賃等相当額等の額が全額支給限度額（１箇月当たりの運賃等相当額等の額150,000円）以下の場合

支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額及び特別料金等の額に相当する額の合計額（「運賃等相当額等の額」という。）とし、その利用する交通機関等に応じて、次の区分による額

①　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合

・・・支給単位期間に対応する通用期間の定期券の価額

⇒支給単位期間が６箇月であれば、６箇月定期券の価額を通勤手当として一括支給する。

②　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合

・・・当該回数乗車券等をもとに算出した通勤21回分（交替制勤務職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（週休日が土・日曜日である者を除く。）並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年福島県条例第４号。以下「勤務時間条例」という。）第３条第３項及び勤務時間条例第５条第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日を設けることを常例とする職員にあっては平均１箇月当たりの通勤所要回数分。以下同じ。）の運賃等相当額等の額

⇒支給単位期間は１箇月であるため、通勤21回分の運賃等の額を通勤手当として毎月支給する。

※　「定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合」と「回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合」

運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により運賃等の額を算出するものとした場合に、当該交通機関等又は新幹線鉄道等の最長の通用期間の定期券の価額を当該通用期間の月数で除して得た額（＝Ａ）と最も低廉となる回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額（＝Ｂ）とを比較して、

Ａ＜Ｂの場合　⇒　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合

Ａ＞Ｂの場合　⇒　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合

という。

(2)　運賃等相当額等の額が全額支給限度額（１箇月当たりの運賃等相当額等の額150,000円）を超える場合

150,000円　×　最長支給単位期間の月数

○　具体的な支給額の例

（１箇月当たりの運賃等相当額等の額が150,000円以下の例）

①　１の交通機関等のみを利用する者

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
ＪＲ	６月定期券：93,750						（支給単位期間６箇月）
手当支給額	93,750						

☆４月支給額　93,750円

ＪＲ	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額（150,000円以下）

②　２以上の交通機関等を利用する者

【その１　支給単位期間の開始月が同じ場合】

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
ＪＲ	６月定期券：93,750						（支給単位期間６箇月）
バス	３月定期券：29,750			３月定期券：29,750			（支給単位期間３箇月）
手当支給額	123,500			29,750			

☆４月支給額　123,500円　　☆７月支給額　29,750円

（１箇月当たりの額）

ＪＲ	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額（150,000円以下）
バス	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	
１箇月当たり	25,541(2/3)	25,541(2/3)	25,541(2/3)	25,541(2/3)	25,541(2/3)	25,541(2/3)	

【その２　支給単位期間の開始月がずれる場合】

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
ＪＲ	６月定期券：93,750						６月定期券：93,750		
バス		３月定期券：29,750			３月定期券：29,750			３月定期券	
手当支給額	93,750	29,750			29,750		93,750	29,750	

☆4月支給額　93,750円　　☆8月支給額　29,750円

☆5月支給額　29,750円　　☆10月支給額　93,750円

☆11月支給額　29,750円

（１箇月当たりの額）

ＪＲ	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額（150,000円以下）
バス		9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	
１箇月当たり	15,625	25,541(2/3)	25,541(2/3)	25,541(2/3)	25,541(2/3)	25,541(2/3)	

（１箇月当たりの運賃等相当額等の額が150,000円超の例）

①　１の交通機関等のみを利用する者

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
新幹線	３月定期券：499,920			３月定期券：499,920			（支給単位期間３箇月）
手当支給額	450,000			450,000			

☆4月支給額　450,000円＝150,000円×３

（１箇月当たりの額）　☆7月支給額　150,000円

新幹線	166,640	166,640	166,640	166,640	166,640	166,640	運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額
				⇓			
１箇月当たり	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	（150,000円超）

②　２以上の交通機関等を利用する者

【その１】

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
新幹線	３月定期券：499,920			３月定期券：499,920			（支給単位期間３箇月）
バス	３月定期券：29,750			３月定期券：29,750			（支給単位期間３箇月）
手当支給額	450,000			450,000			

☆4月支給額　450,000円＝150,000円×３

（１箇月当たりの額）　☆7月支給額　150,000円

新幹線	166,640	166,640	166,640	166,640	166,640	166,640	
バス	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額（150,000円超）
合計	176,556(2/3)	176,556(2/3)	176,556(2/3)	176,556(2/3)	176,556(2/3)	176,556(2/3)	
				⇓			
１箇月当たり	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	

【その２】

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
新幹線	３月定期券：420,000			３月定期券：420,000			（最長支給単位期間６箇月）
バス	６月定期券：72,000						※p13　「2　支給日等の特例」参照
手当支給額	900,000						

☆4月支給額　900,000円＝150,000×６

（１箇月当たりの額）

新幹線	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	
バス	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額（150,000円超）
合計	152,000	152,000	152,000	152,000	152,000	152,000	
				⇓			
１箇月当たり	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	

２　自転車を除く自動車等使用職員

支給単位期間（１箇月）につき、それぞれ自動車等交通用具の片道の使用距離に応じて次に定める額（以下「交通用具の額」という。）。

（単位：円）

片道の使用距離	自動車	自動車以外の原動機付きの交通用具	片道の使用距離	自動車	自動車以外の原動機付きの交通用具
２km以上４km未満	3,000	2,000	34km以上36km未満	27,400	13,700
４km以上６km未満	4,500	2,300	36km以上38km未満	28,900	14,500
６km以上８km未満	6,100	3,100	38km以上40km未満	30,400	15,200
８km以上10km未満	7,600	3,800	40km以上45km未満	34,000	17,000
10km以上12km未満	9,100	4,600	45km以上50km未満	37,600	18,800
12km以上14km未満	10,600	5,300	50km以上55km未満	41,100	20,600
14km以上16km未満	12,200	6,100	55km以上60km未満	44,500	22,300
16km以上18km未満	13,700	6,900	60km以上65km未満	47,700	23,900
18km以上20km未満	15,200	7,600	65km以上70km未満	51,300	25,700
20km以上22km未満	16,700	8,400	70km以上75km未満	55,000	27,500
22km以上24km未満	18,200	9,100	75km以上80km未満	58,700	29,400
24km以上26km未満	19,800	9,900	80km以上85km未満	62,300	31,200
26km以上28km未満	21,300	10,700	85km以上90km未満	66,000	33,000
28km以上30km未満	22,800	11,400	90km以上95km未満	69,700	34,900
30km以上32km未満	24,300	12,200	95km以上100km未満	73,300	36,700
32km以上34km未満	25,800	12,900	100km以上	77,000	38,500

※　駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする場合、上記の額に加え、支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で１箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額を支給。（詳細は下記５参照。）

３　自転車使用職員

片道の使用距離が２km以上の場合、支給単位期間（1箇月）につき、2,000円を支給する。

４　交通機関等と交通用具を併用する職員

交通機関等利用区間については交通機関等利用職員とした場合の額、交通用具使用区間については交通用具使用職員とした場合の額をそれぞれ算出し、それらの合計額の１箇月当たりの額が150,000円以下である場合には、それぞれの支給単位期間につき、交通機関等に係る通勤手当の額（前記１により算出した額）及び交通用具の額（前記２により算出した額）の合計額

ただし、１箇月当たりの額が150,000円を超える場合には、150,000円に最長支給単位期間の月数を乗じて得た額

○　具体的な支給額の例

（１箇月当たり150,000円以下の例）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
ＪＲ	６月定期券：93,750						（支給単位期間６箇月）
バス	３月定期券：36,000			３月定期券：36,000			（支給単位期間３箇月）
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	（支給単位期間１箇月）
手当支給額	131,750	2,000	2,000	38,000	2,000	2,000	

☆４月支給額　131,750円（6箇月定期93,750円＋3月定期券36,000円＋自転車2,000円）
７月支給額　38,000円（3月定期券36,000円＋自転車2,000円）
５月、６月、８月、９月の各月支給額　2,000円

ＪＲ	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625
バス	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
合計	29,625	29,625	29,625	29,625	29,625	29,625

運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額（150,000円以下）

（１箇月当たり150,000円超の例）

【その１】

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
高速道路	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	（支給単位期間１箇月）
自動車	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	
手当支給額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	（支給単位期間１箇月）

☆各月の支給額　150,000円

（１箇月当たりの額）

高速道路	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000
自動車	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000
合計	152,000	152,000	152,000	152,000	152,000	152,000

⇓

１箇月当たり	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

１箇月当たりの運賃等相当額等の合計額（150,000円超）

【その２】

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
新幹線	３月定期券：429,000			３月定期券：429,000			（支給単位期間３箇月）
バス	６月定期券：36,000						（支給単位期間６箇月）
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	（支給単位期間１箇月）
手当支給額	900,000						

☆4月支給額　900,000円＝150,000×６

最長支給単位期間６箇月

（１箇月当たりの額）

新幹線	143,000	143,000	143,000	143,000	143,000	143,000
バス	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
合計	151,000	151,000	151,000	151,000	151,000	151,000
			⇓			
１箇月当たり	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額(150,000円超)

5　駐車場等利用職員

次の額を支給する。ただし、その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円を支給する。

(1)　１の駐車場等を利用する場合

①　月を単位として駐車場等の料金（敷金、礼金、保証金及びこれに類するものを除く、以下同じ。）が定められている場合

・・・当該料金の額

②　駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が２以上の月にわたる場合

・・・当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

③　駐車の都度その料金を支払う場合

・・・職員が勤務時間条例第８条の２第１項に規定する正規の勤務時間の勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を１往復するのに要する駐車場等の料金に相当する額の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあっては、平均１箇月当たりの通勤所要回数分）の額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

④　①から③に掲げる場合以外の場合

・・・駐車場等の年間を通じた利用（交替制勤務に従事する職員等にあっては、平均１箇月当たりの通勤所要回数に12を乗じた回数分の利用）に要する料金に相当する額を12で除した額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2)　２以上の駐車場等を利用する場合

それぞれの駐車場等について(1)の①から④までの額を合計した額

Ⅳ　通勤手当の支給日

「通勤手当は、支給単位期間ごとに、その支給単位期間の最初の月の給料支給日に、その支給単位期間に係る手当額を一括して支給する。」

1　通勤手当の支給日の原則

通勤手当は、その者の利用する交通機関等又は交通用具の区分ごとに、それぞれの支給単位期間の最初の月の給料の支給日に支給する。

ただし、届出に係る事実を確認できない、届出日の関係で支給単位期間の最初の月の給料の支給日に間に合わない等の場合は、その日後に支給することができる。

【事例１】

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
ＪＲ	▲	６月定期券					（支給単位期間６箇月）
バス	▲	３月定期券		▲	３月定期券		（支給単位期間３箇月）
自転車	▲	▲	▲	▲	▲	▲	（支給単位期間１箇月）
ＪＲ支給額	93,750						
バス支給額	36,000			36,000			運賃等相当額を支給単
自転車支給額	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	位期間の月数で除して
合計支給額	131,750	2,000	2,000	38,000	2,000	2,000	得た額の合計額（150,000

▲は給与支給日（支給単位期間の最初の月の給与支給日）　円以下）

【事例２】

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月
ＪＲ	▲	６月定期券					▲	６月定期
バス		▲	３月定期券		▲	３月定期券		３月▲
ＪＲ支給額	93,750						93,750	
バス支給額		29,750			29,750			29,750
合計支給額	93,750	29,750			29,750		93,750	29,750

▲は給与支給日（支給単位期間の最初の月の給与支給日）

2　支給日等の特例

(1)　全額支給限度額（150,000円）を超えた場合

・・・その者の最長支給単位期間（その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間）の最初の月の支給日

(2)　支給日前に離職、死亡した場合

・・・離職、死亡した際

【事例１】

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
新幹線	３月定期券：420,000			３月定期券：420,000			（支給単位期間３箇月）
バス	６月定期券：72,000						（支給単位期間６箇月）
手当支給額	900,000						

▲ 4月支給額　900,000円＝150,000×６

最長支給単位期間の最初の月の支給日

（１箇月当たりの額）

新幹線	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	
バス	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	運賃等相当額を支給単
合計	152,000	152,000	152,000	152,000	152,000	152,000	位期間の月数で除して
			⇓				得た額の合計額（150,000
１箇月当たり	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	円超）

【事例２】

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
新幹線	３月定期券：429,000			３月定期券：429,000			（支給単位期間３箇月）
バス	６月定期券：36,000						（支給単位期間６箇月）
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	（支給単位期間１箇月）
手当支給額	900,000						

▲ 4月支給額　900,000円＝150,000×６

最長支給単位期間の最初の月の支給日

（１箇月当たりの額）

新幹線	143,000	143,000	143,000	143,000	143,000	143,000	
バス	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	運賃等相当額を支給単
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	位期間の月数で除して
合計	151,000	151,000	151,000	151,000	151,000	151,000	得た額の合計額（150,000
			⇓				円超）
１箇月当たり	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	

Ⅴ　追給・返納処理

「通勤手当を支給されている職員に、その支給単位期間中に、離職その他の返納事由が生じた場合には、その支給単位期間の通勤手当について、その支給単位期間のうち返納事由発生後の期間に応じて、定期券を払い戻して得られることとなる額等の額を返納させるものとする。」

（注１）　交通用具のみを使用して通勤する職員等の支給単位期間が１箇月の通勤手当については、制度的な返納は生じない。

（注２）　職員が実際に定期券を購入した日及び実際に購入した定期券の通用期間にかかわらず、支給単位期間の初日において支給単位期間に相当する通用期間の定期券を購入したものとし、返納事由発生月の末日に当該定期券を払戻しをしたものとして得られる額が返納額となる。

（注３）　新幹線等利用職員のうち、月初において、常例として当該交通機関等を利用しないことがあらかじめ確実と見込まれていた返納事由（産休、転居等）については、状況に応じ当該月を新幹線等利用職員以外の職員として取扱い返納を行う。

１　返納事由

(1)　受給要件の欠如等

ア　通勤手当の受給要件を欠くに至った場合

イ　離職、死亡した場合

(2)　通勤経路等又は運賃等の額の変更

ア　通勤経路、通勤方法又は駐車場等を変更したことにより、通勤手当の額が改定された場合

イ　駐車場等の利用を開始し又は終了したことにより、通勤手当の額が改定された場合

ウ　運賃等の額又は駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定された場合

(3)　月の中途に休職、育児休業、公益法人等派遣、停職、専従又は外国政府等派遣、自己啓発等休業、配偶者同行休業、大学院修学休業となった場合（休職、育児休業等の期間の初日の属する月又はその翌月に復職・復帰する場合を除く。）

(4)　長期出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなる場合

（注）　定期券の価額により通勤手当を支給されている場合に、その支給単位期間中に当該基礎とされている通用期間の定期券の価額に改定があったときには、その支給単位期間に係る最後の月の末日を、運賃等の額に変更があった日＝通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなし、次の支給単位期間に改定後の通勤手当の額を支給する。

（例）支給単位期間：４月～９月、６箇月定期券の価額（60,000円）
　　７月　　当該６箇月定期券の価額(70,000円に改定)

※　９月までの支給単位期間中は従前の定期券が有効であると仮定して、額改定はすぐには行わない。
９月30日を事実発生日とみなし、10月からの通勤手当の額を70,000円に改定

2　返納額

(1)　１箇月当たりの運賃等相当額等の額及び自動車等の額の合計額が全額支給限度額（150,000円）以下であった場合

〔返納額〕

次に掲げる月（返納事由発生月）の末日に、定期券の払戻しをしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）

ア　１(1)の場合（以下「支給要件欠如」という。）

・・・当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）

イ　１(2)の場合（以下「通勤経路等の変更」という。）

・・・通勤手当の額が改定される月の前月

ウ　１(3)の場合（以下「月の中途からの休職等」という。）

・・・休職等の期間の開始した月

エ　１(4)の場合（以下「全日数通勤なし」という。）

・・・当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間がその月の前月の末日において予見しがたいことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月）

〔返納の対象となる交通機関等〕

①　通勤経路等の変更の場合（ただし、変更後に支給限度額を超えることとなる場合を除く。）

・・・当該変更のあった交通機関等のみ

②　①以外の場合

・・・すべての交通機関等

(2)　１箇月当たりの運賃等相当額等の額及び自動車等の額の合計額が全額支給限度額（150,000円）超であった場合

〔返納額〕

ア　一の交通機関等を利用する場合

・・・次のａ又はｂのいずれか低い額

ａ　通勤手当額を支給単位期間の月数で除して得た額×支給単位期間の残月数

ｂ　払戻金相当額

（注）　残月数とは、返納事由発生月の翌月から当該支給単位期間の最後の月までの月数をいう。

イ　二以上の交通機関等を利用する場合又は併用職員の場合

・・・次のａ又はｂのいずれか低い額

ａ　通勤手当額を最長支給単位期間の月数で除して得た額×最長支給単位期間の残月数

ｂ　払戻金相当額及び次の①～③に掲げる額の合計額

① 支給された通勤手当のうち未使用期間の定期券の価額
② 回数乗車券等が最も経済的かつ合理的な交通機関等がある場合には、当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額×残月数
③ 当該職員の自動車等の額×残月数
④ １箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額×残月数

〔返納対象となる交通機関等〕

通勤手当に係るすべての交通機関等

3 追給・返納額の処理

(1) 現年度分の追給・返納

前月以前に遡及して処理を行う場合は、所属長（庶務システム対象職員にあっては職員業務課長）が電算入力通知書により行う。

なお、給与支給総額から法定控除金（所得税・住民税・共済組合掛金・互助団体短期掛金）の総額を控除した後の額の１／４を超える手当の返納をする必要がある場合は手計算処理となるため、職員課（市町村立学校にあっては教育事務所）に「追給・返納計算依頼書」で依頼すること。

(2) 過年度分の追給・返納

過年度の手当を追給する必要がある場合は手計算処理となるため、職員課（市町村立学校にあっては教育事務所）に「追給・返納計算依頼書」で依頼すること。

なお、過年度分の手当を返納する必要がある場合は、各所属において処理を行うこと。

＜過年度に係る各所属における返納処理＞

過年度返納処理については、以下に示す方法により所属で調定を行うこと。

① 財務会計システムにより、所属で該当者を債務者として「雑入」への調定を行う。

※ 「雑入」の略科目コード「２５６１－１０６（教育総務総室所管）」となることに注意ること。

なお、納期限の設定にあたってはいたずらに長期に及ばないよう、必要最低限の納期限とすること。

② 納入通知書を該当者に配付し、最寄りの金融機関より納入する旨指導する。

※ 既に所属を退職している場合は、郵送等により該当者に配付すること。

③ 「支給済額通知書」を作成し、返納額を「課税対象額」から減じるとともに、「収入調書と併せて出納機関に提出する。(「出納局等の照合確認印」欄に押印してらうため)

④ 財務会計システムにより収入状況を確認する。

※ 納入されていない場合は、速やかに納入するよう指導する。

（注） 通勤手当の支給を受けている職員について、その支給単位期間内に所属異動があった場合、会計間異動があった場合でも、返納事由が生じない限り（通勤の事情に変更がない場合)、通勤手当の返納の必要はない。

（参考）各交通機関の払戻金相当額の算出式

※　下記①及び②は標準的な算出式であり、会社によっては算出方法が異なる場合があるので返戻が生じる場合には個別に会社に確認すること。

経過期間：１箇月　　１箇月定期券代
　　２箇月　　１箇月定期券代×２
　　３箇月　　３箇月定期券代
　　４箇月　　３箇月定期券代＋１箇月定期券代
　　５箇月　　３箇月定期券代＋１箇月定期券代×２

例）4月1日～9月30日まで有効の６箇月定期券を8月31日に払い戻した場合
払戻額＝６箇月定期券代－（３箇月定期券代＋１箇月定期券代×２）－220円

①　ＪＲ東日本、会津鉄道、阿武隈急行

払戻額＝券面金額－経過期間に対応する定期券代－手数料220円（注）

（注）　通勤手当受給職員が異動等に伴い通勤経路又は通勤方法を変更し通勤手当額が改定される場合で、15日以内の届出が遅れたことによって異動発令日以降従前の認定による手当が支給されていた場合は、手数料を０円とする。

②　福島交通（飯坂電車含む）、ＪＲバス東北、新常磐交通、会津乗合自動車

Ａ　支給単位期間に相当する通用期間の定期券の場合

払戻額＝券面金額－（片道運賃×２×使用日数）－手数料500円

例）4月1日～9月30日まで有効の６箇月定期券（87,450円）を8月31日に払い戻した場合（片道運賃450円）
払戻額＝87,450円－（450円×２×153日）－500円＝△50,750円
この場合返納額はゼロになる。

Ｂ　支給単位期間に相当する通用期間の定期券以外の場合

ア　３箇月定期券を現に購入している場合

(ｱ)　経過期間が１箇月又は２箇月の場合
　　払戻金相当額　＝　最長の定期券の価額　－（３箇月定期券の価額
　　－　３箇月定期券の払戻額）

(ｲ)　経過期間が３箇月の場合
　　払戻金相当額　＝　最長の定期券の価額　－　３箇月定期券の価額

(ｳ)　経過期間が４箇月又は５箇月の場合
　　払戻金相当額　＝　最長の定期券の価額　－（３箇月定期券の価額
　　＋（３箇月定期券の価額　－　３箇月定期券の払戻額））

なお、福島交通（路線バス、飯坂線（ノルカ定期））利用職員で、４箇月又は５箇月定期を現に購入している場合の払戻金相当額については、上記にならい、下記のとおり最長の定期券の価額から現に購入した定期券の運賃等を基礎として算出した額を差し引いた額とする。

ⅰ　４箇月定期券を現に購入している場合

(a)　経過期間が１箇月から３箇月の場合

払戻金相当額 ＝ 最長の定期券の価額 －（４箇月定期券の価額
－ ４箇月定期券の払戻額）

(b)　経過期間が４箇月の場合

払戻金相当額 ＝ 最長の定期券の価額 － ４箇月定期券の価額

(c)　経過期間が５箇月の場合

払戻金相当額 ＝ 最長の定期券の価額 －（４箇月定期券の価額
＋（４箇月定期券の価額 － ４箇月定期券の払戻額））

ⅱ　５箇月定期券を現に購入している場合

(a)　経過期間が１箇月から４箇月の場合

払戻金相当額 ＝ 最長の定期券の価額 －（５箇月定期券の価額
－ ５箇月定期券の払戻額）

(b)　経過期間が５箇月の場合

払戻金相当額 ＝ 最長の定期券の価額 － ５箇月定期券の価額

イ　ア以外の場合

払戻金相当額 ＝ 最長の定期券の価額 － １箇月定期券の価額 × 経過期間

○　具体的な返納の例

１　支給要件欠如、月の中途からの休職等、全日数通勤なしの場合（P. 17の(1)のア、ウ、エの場合）

（１箇月当たり150, 000円以下の例）

（産休に引き続かない）育児休業（６月10日）　　返納事由発生月の末日（６月30日）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
ＪＲ	６月定期券：93, 750						（支給単位期間６箇月）
バス	３月定期券：29, 750（@290）			３月定期券：29, 750			（支給単位期間３箇月）
手当支給額	123, 500			29, 750			

☆４月支給額　123, 500円　　☆７月支給額　29, 750円

（払戻対象交通機関等）：すべての交通機関等
　ＪＲ、バス
（返納事由発生月）：月の中途からの休職等の場合に該当
　育児休業を開始した月の末日（6月30日）
（返納額）：返納事由発生月の末日に定期券の払戻しをしたものとして得られる額
　ＪＲ：93, 750（6箇月）－53, 820（3箇月）－220（手数料）＝39, 710円
　バス：４月～６月までの分については返納なし、７月～９月分は７月に支給しない。
　合計：39, 710円を返納

（１箇月当たり150, 000円超の例）

離職（６月10日）　　返納事由発生月の末日（６月30日）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
新幹線	３月定期券：420, 000			３月定期券：420, 000			（支給単位期間３箇月）
バス	６月定期券：72, 000（@370）						（支給単位期間６箇月）
手当支給額	900, 000						

☆4月支給額　900, 000円＝150, 000×６

（払戻対象交通機関等）：すべての交通機関等
　新幹線、バス
（返納事由発生月）：支給要件欠如の場合に該当
　離職という事由が生じた日の属する月の末日（6月30日）
（返納額）：次のａ又はｂのいずれか低い額
　ａ：150, 000（900, 000/6）×３＝450, 000
　ｂ：**現に支給単位期間に相当する通用期間の定期券（６月定期券）を購入している場合**
　　①払戻金相当額　バス　72, 000－（370×２×91日）－500（手数料）＝4, 160
　　②未使用定期券の価額　新幹線　420, 000（3箇月）

①＋②の合計　424,160円

ａ＞ｂのため、424,160円を返納

２　通勤経路等の変更の場合(P.17(1)のイの場合)

（１箇月当たり150,000円以下の例）

経路変更（６月10日）　　返納事由発生月の末日（６月30日）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
ＪＲ	６月定期券：93,750						（支給単位期間６箇月）
バス	３月定期券：36,000(@370)			３月定期券：36,000			（支給単位期間３箇月）
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	（支給単位期間１箇月）
手当支給額	131,750	2,000	2,000	38,000	2,000	2,000	

☆４月支給額　131,750円（6箇月定期93,750円＋3月定期券36,000円＋自転車2,000円）

７月支給額　38,000円（3月定期券36,000円＋自転車2,000円）

５月、６月、８月、９月の各月支給額　2,000円

※　バス　→　阿武隈急行に変更

（払戻対象交通機関等）：変更のあった交通機関等

バス

（返納事由発生月）：通勤経路の変更等の場合に該当

通勤手当の額が改定される月の前月の末日(6月30日)

（返納額）：返納事由発生月の末日に定期券の払戻しをしたものとして得られる額

バス：４月～６月までの分については返納なし、７月～９月分は７月に支給しない。返納額は生じない。

（参考）阿武隈急行の支給単位期間は７月～12月となり、通勤区間の６箇月定期券の価額に相当する額を通勤手当として７月に支給する。７月には他に自転車の通勤手当額2,000円も支給される。

（１箇月当たり150,000円超の例）

経路変更（６月10日）　　返納事由発生月の末日（６月30日）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
新幹線	３月定期券：429,000			３月定期券：429,000			（支給単位期間３箇月）
バス	６月定期券：36,000(@190)						（支給単位期間６箇月）
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	（支給単位期間１箇月）
手当支給額	900,000						

4月支給額　900,000円＝150,000×６

※　バス　→　自転車に変更

（払戻対象交通機関等）：すべての交通機関等

新幹線、バス、自転車

（返納事由発生月）：通勤経路の変更等の場合に該当
通勤手当の額が改定される月の前月の末日(6月30日)
（返納額）：次のａ又はｂのいずれか低い額
ａ：150,000（900,000/6）×３＝450,000
ｂ：**現に支給単位期間に相当する通用期間の定期券（６月定期券）を購入している場合**
①払戻金相当額　バス　36,000－(190×２×91日)－500(手数料)＝920
②未使用定期券の価額　新幹線　429,000(3箇月)
③自転車等の額×残月数　2,000×３＝6,000
①＋②＋③の合計　435,920円
ａ＞ｂのため、435,920円を返納
（参考）額改定後の通勤手当に係る１箇月当たりの運賃等相当額等の額及び自動車等の額の合計額が150,000円を超えるため、７月から３箇月の支給単位期間に係る通勤手当を７月に支給することになる。

（１箇月当たり150,000円超のとき運賃等の額の変更があった場合の例）

運賃等の額変更（５月１日）　返納事由発生月の末日（６月30日）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
新幹線	３月定期券：429,000			３月定期券：429,000			（支給単位期間３箇月）
バス	６月定期券：36,000(@190)						（支給単位期間６箇月）
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	（支給単位期間１箇月）
手当支給額	900,000						

4月支給額　900,000円＝150,000×６

※　新幹線の運賃額の改定(3箇月定期券の額　429,000→430,000　に変更
（払戻対象交通機関等）：すべての交通機関等
新幹線、バス、自転車
（返納事由発生月）：通勤経路の変更等の場合の特例
額改定された定期券に係る支給単位期間の最後の月の末日を事実の生じた日とみなし、通勤手当の額が改定される月の前月の末日(6月30日)
（返納額）：次のａ又はｂのいずれか低い額
ａ：150,000（900,000/6）×３＝450,000
ｂ：**現に支給単位期間に相当する通用期間の定期券（６月定期券）を購入している場合**
①払戻金相当額　バス　36,000－(190×２×91日)－500(手数料)＝920
②未使用定期券の価額　新幹線　429,000(3箇月)
③自転車等の額×残月数　2,000×３＝6,000
①＋②＋③の合計　435,920円
ａ＞ｂのため、435,920円を返納
（参考）額改定後の通勤手当に係る１箇月当たりの運賃等相当額等の額及び自動車等

の額の合計額が150,000円を超えるため、７月から６箇月の支給単位期間（バスの支給単位期間が最長であるため）に係る通勤手当を７月に支給することになる。

Ⅵ　通勤の確認及び高速自動車国道等利用職員の支給方法の特例

1　確認の方法

(1)　新幹線鉄道等利用職員（新幹線を利用する職員、特別急行列車等を利用する職員、高速自動車国道等を利用する職員）以外の職員

定期券等の提示又は写しの提出を求め、通勤の事情を聴取し又は実地に調査する等の方法により確認する。

(2)　新幹線を利用する職員及び特別急行列車等を利用する職員

通勤用新幹線定期券（以下「ＦＲＥＸ」という。）の提示又は定期券等の提示及び１箇月分の特別急行料金等の回数券、特急券等（以下「特急券等」という。）の提出を求め、利用期間、利用料金額及び利用区間等の記載内容を確認するとともに、当該ＦＲＥＸの写し又は特急券等を保存する。

※　モバイルSuica定期券の場合は、「利用明細書（領収書）」（パソコンのモバイルSuica会員メニューサイトからダウンロード・印刷）の提出を求めること。

(3)　高速自動車国道等を利用する職員（以下「高速自動車国道等利用職員」という。）

１箇月分の高速自動車国道等利用料金の領収書の提出を求め、利用月日、利用料金額及び出口インターチェンジ等の記載内容を確認するとともに、当該領収書を保存する。

なお、ＥＴＣシステム利用職員については、領収書に代えて利用明細等の提出を求め、利用月日、利用料金額及びインターチェンジ等の記載内容を確認するとともに、当該利用明細を保存する。ただし、利用明細に記載されない利用があった場合は、当該利用に係る料金の請求書等の提示を求め、その記載内容を確認するとともに、当該請求書等の写しを保存する。

2　高速自動車国道等利用職員の支給方法の特例

上記の確認の結果、高速自動車国道等利用職員の高速自動車国道等を利用しない日数が、１月の勤務を要する日のうち７日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員並びに勤務時間条例第３条第３項及び勤務時間条例第５条第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定により勤務時間を割り振らない日を設けることを常例とする職員にあっては、７日に、平均１箇月当たりの通勤所要回数を21回で除して得た数を乗じて得た日数とし、１日未満の端数については切り上げるものとする。以下同じ。）を超えるときは、その支給単位期間の次の支給単位期間から高速自動車国道等利用職員以外の職員とした場合における通勤手当を支給するものとし、高速自動車国道等を利用しない日数が１月の勤務を要する日のうち７日以内となったときは、その支給単位期間の次の支給単位期間から高速自動車国道等利用職員とした場合における通勤手当を支給するものとする。

ただし、異動等に伴い次の支給単位期間（翌月）から通勤手当の認定が変更され、又は通勤手当の支給終了となり、前記調整ができないこととなる場合は、当該支給単位期間（当月）に支給した手当額のうち、高速自動車国道等利用職員とした場合における通勤手当額と高速自動車国道等利用職員以外の職員とした場合における通勤手当額の差額を返納するものとする。

３　高速自動車国道等利用職員の７日ルールの特例

上記２のとおり高速自動車国道等利用職員の高速自動車国道等を利用しない日数が、１月の勤務を要する日のうち７日を超えるときは、その支給単位期間の次の支給単位期間から高速自動車国道等利用職員以外の職員とした場合における通勤手当を支給することとなるが、教員の勤務の特殊性等を踏まえ、７月１日から９月30日までの間を引き続き学校に勤務する、給与条例第３条第４項及び市町村給与条例第２条第２項に規定される教育職員である高速自動車国道等利用職員について、当該３箇月における勤務を要する日のうち高速自動車国道等を利用しない平均１箇月当たりの日数が７日を超えないときは、当該３箇月については、上記２の取扱いを適用しない。

(1)　７日ルールの特例の対象職員

当該３箇月の間引き続き学校に勤務する教育職員（教育職給料表、小・中学校教育職給料表、高等学校教育職給料表が適用される職員）が対象となる。

指導主事や他の給料表が適用になる事務職員や当該３箇月間の途中で採用、退職となった職員は対象外となる。

(2)　７日ルールの特例が適用されない場合

当該３箇月のうち、全日数勤務しない月がある場合、７日ルールの特例は適用されない。

(3)　具体的な事例と事務処理の方法

（支給内容）

○：高速自動車国道等を利用する場合の手当額

△：高速自動車国道等を利用しない場合の手当額

×：支給しない

◇：減額分を還付

【事例１】

	7月	8月	9月	１0月	3ヶ月合計
勤務を要する日	２０	２２	２０	―	６２
利用しない日数	3	１０	2	―	１５
支給内容	―	○	△	◇	―

８月の高速自動車国道等を利用しない日数が７日を超えるため９月に減額調整。

７月から９月までの３箇月における勤務を要する日のうち、高速自動車国道等を利用しない平均１箇月当たりの日数が７日以内となるため、10月に減額分を還付。

（高速自動車国道等を利用しない平均１箇月あたりの日数：１５日÷３箇月＝５日）

【事例２】

	7月	8月	9月	１0月	3ヶ月合計
勤務を要する日	２０	２２	２０	―	６２
利用しない日数	8	１２	3	―	２３
支給内容	―	△	△	○	―

７月、８月の高速自動車国道等を利用しない日数がそれぞれ７日を超えるため翌月に減額調整。

７月から９月までの３箇月における勤務を要する日のうち、高速自動車国道等を利用しない平均１箇月当たりの日数が７日を超えるため、減額分は還付しない。

（高速自動車国道等を利用しない平均１箇月あたりの日数：２３日÷３箇月≒７．６日）
※　通勤手当決定簿裏面の「高速自動車国道等利用職員の～７日を超える状況」欄は高速自動車国道等を利用しない平均１箇月当たりの日数が７日を超えることを確認後に記載すること。

【事例３】

	7月	8月	9月	１0月	3ヶ月合計
勤務を要する日	２０	２０	２０	―	６０
利用しない日数	0	２０	0	―	２０
支給内容	―	○	×	○	―

８月は全日数にわたって勤務していないため、９月は通勤手当を支給しない。
７月から９月までの３箇月における勤務を要する日のうち、高速自動車国道等を利用しない平均１箇月当たりの日数が７日以内となるが、８月分は還付しない（８月については全日数勤務していないため、７日ルールの特例は適用されない）。
（高速自動車国道等を利用しない平均１箇月あたりの日数：２０日÷３箇月≒６．６日）

Ⅶ　具体的な事務の流れ

1　通勤手当の認定の流れ

① 事実の発生　　受給要件の具備・喪失

↓

② 届　出　　通勤届

↓

③ 収　受　　収受印（認定権者）

↓

④ 受　理　　通勤方法の確認

↓

⑤ 認　定　　届出内容の認定

ア　通勤経路及び方法の決定

イ　支給単位期間

・定期券かそれ以外か

・支給単位期間を特例的に設定する必要があるか

・休職等からの復職等における取扱いを適用すべきか

ウ　通勤手当の額の算出

・定期券かそれ以外か

・150,000円以下か超えるか

エ　支給日の把握

・支給単位期間中の各月にいくらの額を支給するのか

↓

⑥ 決定簿への記載　　通勤手当決定簿を作成し、認定内容を決定

↓

⑦ 給与マスター基本（修正）通知書６－１作成　　決定簿の各月の支給額を新たな通知書様式で入力

↓

⑧ 電 算 入 力

↓

⑨ 支　給　　給料の支給日（支給額の確認）

↓

⑩ 事 後 確 認

↓

（支給単位期間中の事情変更等）

⑪ 返　納　　①返納事由に応じ返納すべき額の算出
②返納額の差引（戻入手続きか給与差引か）

↓

⑫ 電 算 入 力　　①給与マスタのクリア（原則として支給一時停止の運用はとらない）

↓

（再び通勤を開始した場合）

⑬ 事実の発生　　に戻る

※　庶務システム対象職員について、③～⑫は職員業務課で対応

２　具体的な事例

【事例１】

通勤の事実発生日：４月１日

（バス３㎞）　　（新幹線）　　（徒歩）

通勤経路：　住居　→　A駅　→　福島駅　→　県庁

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
新幹線	３月定期券：499,920			３月定期券：499,920			（最長支給単位期間
バス	６月定期券：72,000（@370）						６箇月）
手当支給額	900,000						

4月支給額　900,000円＝150,000×６

（１箇月当たりの額）

新幹線	166,640	166,640	166,640	166,640	166,640	166,640	運賃等相当額を支給単
バス	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	位期間の月数で除した
合計	178,640	178,640	178,640	178,640	178,640	178,640	合計額(150,000円超)

決定簿の記載例：32ページのとおり

マスタ入力通知書の記載例：35ページのとおり

⇓

（通勤経路の変更）

７月31日に市内で転居し、バスを利用せず自転車を使用することとなった。⇒返納及び新しい支給単位期間の認定が生ずる。

（自転車４㎞）　　（新幹線）　　（徒歩）

通勤経路：　住居　→　A駅　→　福島駅　→　県庁

返納事実発生月の末日(7月31日)　　経路変更日(８月１日)

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
新幹線	３月定期券：499,920			３月定期券：499,9200			（最長支給単位期間
バス	６月定期券：72,000（@370）						６箇月）
手当支給額	900,000						

（払戻対象交通機関等）：すべての交通機関等

新幹線、バス

（返納事由発生月）：通勤経路の変更等の場合に該当

通勤手当の額が改定される月の前月の末日(7月31日)

（返納額）：次のａ又はｂのいずれか低い額

ａ：150,000（900,000/6）×２＝300,000円

ｂ：①払戻金相当額　バス　72,000－(370×２×122日)－500(手数料)＝△18,780

この場合は払戻金相当額はゼロとなる。

新幹線　499,920－175,400(1ヶ月定期)－220＝324,300

①の合計　324,300円

ａ＜ｂのため、300,000円を返納

決定簿の記載例：33ページのとおり

通勤手当の額を改定すべき事実の生じた日：８月１日

新たな支給単位期間の開始月：８月

新たな支給単位期間：新幹線　３箇月

自転車　１箇月

新たな支給単位期間の開始日(8月1日)

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月
新幹線	３月定期券：499,920			支給＆返納	３月定期券：　499,920			３月
バス→自転車	６月定期券：72,000　支給＆返納				2,000	2,000	2,000	2,000
手当支給額	900,000				450,000			450,000

☆8月返納額　300,000円

☆8月支給額　450,000円

＝150,000×３

（１箇月当たりの額）

新幹線					166,640	166,640	運賃等相当額を支給単
バス→自転車					2,000	2,000	位期間の月数で除した
合計					168,640	168,640	合計額(150,000円超)

決定簿の記載例：34ページのとおり

マスタ入力通知書の記載例：35ページのとおり

特例計算通知書の記載例：35ページのとおり

第2号様式

通　勤　手　当　決　定　簿

（　年　月　日作成）

勤務公署名	県立○○高等学校	所属コード		事実発生年月日	令和 8 年 4 月 1 日
職　名	教諭	氏　名	△△　△△	職員番号		受理年月日	令和 8 年 4 月 1 日

平均1箇月当たりの通勤所要回数　　回（通常勤務の職員：21回、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員等：運用基準第3の1(注)の(オ)による回数）

		算出の基礎となる交通機関等 交通機関等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	運賃等相当額等 定期券	回数券 その他	1箇月当たりの運賃等相当額等	支給の始期等	支給月（支給月に○を付す）	備考
交通機関等利用者	1	バス（○○交通）	××～A駅前	定期券	72,000 円（6 箇月）	円	12,000 円	令和 8 年 4 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	改正				円（ 箇月）	円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	2	新幹線	A～福島	定期券	円（ 箇月）	円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	改正				円（ 箇月）	円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	3				円（ 箇月）	円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	改正				円（ 箇月）	円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	4				円（ 箇月）	円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
	改正				円（ 箇月）	円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
交通用具		自動車等交通用具の額（片道の使用距離　　km）（支給規則第21条の5に規定する額）					円	令和 8 年 8 月から 令和 年 月まで		
		□ 併用職員に係る2区間の複数の交通用具使用による調整				改正	円	令和 年 月から 令和 年 月まで		

	駐車場等を使用する	算出の基礎となる駐車場等 駐車場等の利用形態	駐車場等の料金	1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額	支給の始期等	支給月（支給月に○を付す）	備考（回数券等の場合の駐車場等の料金の算出基礎等）
駐車場等利用者	1		円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで		
	改正		円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで		
	2		円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで		
	改正		円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで		
	3		円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで		
	改正		円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで		
	1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額の合計額			円			
	駐車場等に係る通勤手当の額（上限5,000円）			円	令和 年 月から 令和 年 月まで		
1箇月当たりの運賃等相当額等の額				178,640 円	令和 年 月改正	円	
1箇月当たりの運賃等相当額等の額が150,000円を超えるとき		150,000 円 × （ 6 箇月） ＝ 900,000 円			令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	電算通知年月
支給額	900,000 円	円	円	円	円	円	900,000 円	円	円	円	円	円	8 年 4 月
年　月　□改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年　月

条例第10条第1項該当理出					条例第10条第3項該当理出			支給決定欄	決定権者	課員	担当者
通勤距離	■ 2km以上 □ 2km未満 身体障がい	通勤方法	■ 交通機関等 □ 自転車 □ 原動機付自転車 □ 自動車 □ 交通機関等＋自動車 □ 交通機関等＋原動機付自転車 □ 交通機関等＋自転車	新幹線鉄道等	□ 新幹線鉄道等以外 ■ 新幹線 □ 在来線特急等 □ 高速自動車国道等	駐車場等	□ 1月払いの施設 □ 複数月払いの施設 □ 1回払いの施設 □ その他（　　）	給与条例第10条及び同条に基づく人事委員会規則の規定に従い、上記のとおり確認し決定する。 年　月　日 福島県教育委員会	改正欄		

（裏面）

高速自動車国道等利用職員の高速自動車国道等を利用しない日数が1月のうち7日を超える状況

7日を超えた 年　月	決定権者 確認欄	電算通知 年　月	7日を超えた 年　月	決定権者 確認欄	電算通知 年　月	7日を超えた 年　月	決定権者 確認欄	電算通知 年　月	7日を超えた 年　月	決定権者 確認欄	電算通知 年　月
・		・	・		・	・		・	・		・
・		・	・		・	・		・	・		・
・		・	・		・	・		・	・		・

	返納事由(該当項目にレ)	返納事由発生年月	返納対象交通機関等	払戻金相当額の合計額(－返納額)	戻入(電算通知)年月		決定権者	課　員	担当者
1	□ 支給終了、離職等 □ 通勤経路・方法の変更 □ 休職、育休等が2月以上にわたる場合 □ 月の全日数通勤がない場合	年　月		円	年　月	決定欄			
2	□ 支給終了、離職等 □ 通勤経路・方法の変更 □ 休職、育休等が2月以上にわたる場合 □ 月の全日数通勤がない場合	年　月		円	年　月	決定欄			

1	1箇月当たりの運賃等相当額等の額が150,000円を超えていた場合の返納額	返納事由(該当項目にレ)	払戻金相当額	324,300 円	令和8年　8　月	決定欄			
		□ 支給終了、離職等	未使用定期券の価額	円					
		■ 通勤経路・方法の変更	残月数の自動車等の額	円					
		□ 休職、育休等が2月以上にわたる額	残月数の駐車場等の額	円					
		□ 月の全日数通勤がない場合	上記の合計額(b)	324,300 円					
	1箇月当たりの通勤手当額× 最長支給単位期間の残月数 (a)　300,000 円		(a)又は(b)いずれか低い額(返納額)	300,000 円					
2	1箇月当たりの運賃等相当額等の額が150,000円を超えていた場合の返納額	返納事由(該当項目にレ)	払戻金相当額	円	年　月	決定欄			
		□ 支給終了、離職等	未使用定期券の価額	円					
		□ 通勤経路・方法の変更	残月数の自動車等の額	円					
		□ 休職、育休等が2月以上にわたる額	残月数の駐車場等の額	円					
		□ 月の全日数通勤がない場合	上記の合計額(b)	円					
	1箇月当たりの通勤手当額× 最長支給単位期間の残月数 (a)　円		(a)又は(b)いずれか低い額(返納額)	円					

（備考）

1箇月当たりの通勤手当額＝900,000円÷6月＝150,000円　　150,000×2月＝300,000円・・・(a)
バスの払戻金相当額＝72,000－(370×2×122日)－500(手数料)＝△18,780→ゼロ
新幹線の払戻金相当額＝499,920円(3箇月)－175,400円(1箇月)－220円(手数料)＝324,300円・・・(b)

第2号様式

通　勤　手　当　決　定　簿

（　年　月　日作成）

勤務公署名	県立〇〇高等学校			所属コード		事実発生年月日	令和 8 年 8 月 1 日
職　名	教諭	氏　名	△△　△△	職員番号		受理年月日	令和 8 年 8 月 1 日

平均1箇月当たりの通勤所要回数　　回（通常勤務の職員：21回、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員等：運用基準第3の1(注)の(オ)による回数）

交通機関等利用者	算出の基礎となる交通機関等 交通機関等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	運賃等相当額等 定期券	回数券 その他	1箇月当たりの運賃等相当額等	支給の始期等	支給月（支給月に〇を付す）	備考
1	新幹線	A～福島	定期券	499,920 円（3 箇月）	円	166,640 円	令和 8 年 8 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
改正				円（ 箇月）	円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
2				円（ 箇月）	円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
改正				円（ 箇月）	円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
3				円（ 箇月）	円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
改正				円（ 箇月）	円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
4				円（ 箇月）	円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
改正				円（ 箇月）	円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	
交通用具	自動車等交通用具の額（片道の使用距離　4 km）（支給規則第21条の5に規定する額）					2,000 円	令和 8 年 8 月から 令和 年 月まで		
	□ 併用職員に係る2区間の複数の交通用具使用による調整				改正	円	令和 年 月から 令和 年 月まで		

駐車場等利用者	使用する駐車場等	算出の基礎となる駐車場等 駐車場等の利用形態	駐車場等の料金	1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額	支給の始期等	支給月（支給月に〇を付す）	備考（回数券等の場合の駐車場等の料金の算出基礎等）
	1		円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで		
	改正		円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで		
	2		円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで		
	改正		円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで		
	3		円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで		
	改正		円	円	令和 年 月から 令和 年 月まで		
	1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額の合計額			円			
	駐車場等に係る通勤手当の額（上限5,000円）			円	令和 年 月から 令和 年 月まで		
1箇月当たりの運賃等相当額等の額				168,640 円	令和 年 月改正	円	
1箇月当たりの運賃等相当額等の額が150,000円を超えるとき		150,000 円 × （ 3 箇月） ＝		450,000 円	令和 年 月から 令和 年 月まで	1 2 3 4 5 6 / 7 8 9 10 11 12	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	電算通知年月
支給額	円	450,000 円	円	円	450,000 円	円	円	450,000 円	円	円	450,000 円	円	8 年 8 月
年 月 □改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月

条例第10条第1項該当理出					条例第10条第3項該当理出			支給決定欄	決定権者	課員	担当者
通勤距離	■ 2km以上 □ 2km未満 身体障がい	通勤方法	□ 交通機関等 □ 自転車 □ 原動機付自転車 □ 自動車 ■ 交通機関等＋自動車 □ 交通機関等＋原動機付自転車 □ 交通機関等＋自転車	新幹線鉄道等	□ 新幹線鉄道等以外 ■ 新幹線 □ 在来線特急等 □高速自動車国道等	駐車場等	□ 1月払いの施設 □ 複数月払いの施設 □ 1回払いの施設 □その他（　）	給与条例第10条及び同条に基づく人事委員会規則の規定に従い、上記のとおり確認し決定する。 年　月　日 福島県教育委員会	改正欄		

(32ページの入力)

区分	月別通勤手当額等																																									
	通勤方法						4月						5月						6月						7月						8月						9月					
	コード			距離数																																						
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
1	1	1	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

月別通勤手当額等																																				「自」年月			「至」年月		
10月						11月						12月						1月						2月						3月						年号	年	月	年号	年	月
58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	8	0	4					

↑支給のない月はゼロ入力すること。

(34ページの入力)

→ 実際の支給はここから

区分	月別通勤手当額等																																									
	通勤方法						4月						5月						6月						7月						8月						9月					
	コード			距離数																																						
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
1	1	5	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

月別通勤手当額等																																				「自」年月			「至」年月		
10月						11月						12月						1月						2月						3月						年号	年	月	年号	年	月
58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104
0	0	0	0	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	8	0	8					

↑「自」・「至」年月間違いなく入力すること

(33ページの返納の場合)

特例計算通知書１（給料・諸手当関係）

対象					主管機関コード		支出科目コード							通勤手当											手当								
年号	年		月											加減	手当等コード		金額							加減	細節コード		金額					
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		36	37	38	39	40	41	42	43	44			63	64	65	66	67	68	69	70	71
5	0	8	0	8	0	1	0	2	0	1	0	1		－	0	6	3	0	0	0	0	0											

↑　↑手当等コードを確認すること

返納の場合はマイナスを記入のこと

※　対象年月・予算主管機関コード・支出科目コードは、必ず記入すること。

【事例２　交通機関等利用職員が産前産後休暇及び育児休業を開始した場合】

通勤の事実発生日：４月１日

通勤経路：　住居　（バス３㎞）→　本宮駅　（ＪＲ）→　福島駅　（徒歩）→　県庁

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
ＪＲ	６月定期券：83,980						（支給単位期間６箇月）
バス	６月定期券：42,770(@220)						（支給単位期間６箇月）
手当支給額	126,750	0	0	0	0	0	

4月支給額　126,750円

ＪＲ	13,996$_{2/3}$	13,996$_{2/3}$	13,996$_{2/3}$	13,996$_{2/3}$	13,996$_{2/3}$	13,996$_{2/3}$	運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額(150,000円以下)
バス	7,128$_{1/3}$	7,128$_{1/3}$	7,128$_{1/3}$	7,128$_{1/3}$	7,128$_{1/3}$	7,128$_{1/3}$	
合計	21,125	21,125	21,125	21,125	21,125	21,125	

⇓

（産前産後休暇及び育児休業の開始）

６月10日に産前休暇に入った。その後引き続き産後休暇、育児休業に入る予定である。（産前産後休暇　6/10～9/21、育児休業　9/22～翌8/5）

⇒支給終了認定及び返納が生ずる。

産前休暇開始(6/10)　　払戻日(6/30)

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
ＪＲ	６月定期券：83,980						（支給単位期間６箇月）
バス	６月定期券：42,770(@220)						（支給単位期間６箇月）
手当支給額	126,750	0	0	0	0	0	

（払戻対象交通機関等）：すべての交通機関等

ＪＲ、バス

（返納事由発生月）：全日数通勤なしの場合に該当（育児休業の開始前に休暇により全日数通勤しない月が生じる場合にはP.15の１の(4)に該当する。）

通勤手当の額が改定される月の前月の末日(6月30日)

（返納額）：すべての交通機関等の払戻金相当額の合計額

払戻金相当額　バス　42,770－(220×２×91日)－500(手数料)＝2,230

※ 現に支給単位期間に相当する通用期間の定期券（６月定期券）を購入している場合

ＪＲ　83,980－49,830－220(手数料)＝33,930

合計　36,160円

36,160円を返納

※この場合には支給単位期間が変更されるため、一旦給与マスタをゼロクリアする。

決定簿の記載方法及び入力通知書の記載方法については事例１を参照のこと。

Ⅷ　参考様式

申　立　書

私は、通勤のため、通勤届に記載のとおり一回払いの駐車場を常例として利用しており、その料金を負担していることを申し立てます。

所在地等については通勤届に記載のとおりですが、常例として利用している駐車場の名称、所在地及び利用料金は下記のとおりです。

なお、常例として利用する駐車場に変更があった場合、駐車場の利用料金に変更があった場合、駐車場の利用が常例でなくなった場合には速やかに届出を行います。

記

１．届出記載の主に利用している駐車場
　　（名称・所在地）　利用料金　〇〇円／日

２．上記以外で利用している駐車場
　　（名称・所在地）　利用料金　〇〇円／日
　　（名称・所在地）　利用料金　〇〇円／日

令和〇年〇月〇日
氏名　〇〇　〇〇

【添付書類】
コインパーキングの案内板の写真、領収書等で名称、所在地、利用料金がわかるもの

契約書が作成されていない場合等

貸主の証明書

駐車場等の所在地	
駐車場等の名称	
区　画　番　号	
利　用　形　態	１．１月払い　　２．複数月・年払い（　　月・年／回） ３．その他（　　）
駐車場等の所有者	氏名
	住所
駐車場等の貸主	氏名
	住所
駐車場等の名義上の借主	氏名
駐車場等の料金	円　／　　月　（　年　月　日から） この金額には、敷金、礼金、保証金等の料金が　含まれて いる　・　いない 【内訳】敷金　（　　円） 礼金　（　　円） 保証金　（　　円） その他（　　）（　　円） ※　上記費目を除いた駐車場等の料金　　円
契　約　期　間	年　月　日から　　年　月　日まで
備　　考	

上記のとおり契約していることに相違ありません。

令和　　年　　月　　日

貸主等の住所

氏　　名　　印

（職員の氏名）

様